

有料老人ホームを廃止するにあたって

有料老人ホームの廃止については、入居条件や利用料金・サービス内容、職員の変更など、利用者への影響が非常に大きいので、早い段階から泉佐野市広域福祉課との協議が必要です。まずは電話で日時をご予約のうえ、広域福祉課にお越してください。

なお、介護付有料老人ホームを廃止するにあたっては、必ず事前に各市町の介護保険担当課との協議が必要となります。

■届出について

- ・廃止する1カ月前までに届出を行ってください。
- ・来庁のみの受付となります。

■提出書類

- 有料老人ホーム廃止届出書
- 事業を新たな事業主体に引き継ぐ理由書
理由書には以下の事項を記載してください。
 - ① 事業を廃止する理由
 - ② 利用者への対応と反応
 - ③ 引継ぎ先の事業主体を選定した理由
 - ④ その他、必要な事項

【留意点】

- ・②の利用者への対応としては、事業引継ぎに関する周知、運営懇談会での説明と意見聴取などが必要です。
- ・利用者や身元引受人の個々の意見を聞き、他の施設への転居を希望する場合は、円滑な転居に向けた配慮を行ってください。
- ・利用者の引継ぎに係る内容(入居条件、サービス内容等に大きな変化は無く、利用者が安心して生活が続けられること。)を明記した新旧事業主体の覚書を交わすようにしてください。